

# ACROSS 速報版

2020年9月15日 第96号

## 相続法の改正と相続税 ～その基本的な考え方～

2020年9月12日立命館大学経営学部校友会記念講演会が行われました。今年度はコロナ禍で変則の Zoom による開催となりました。元立命館大学法学部教授でその後青山学院大学教授、さらに学長として活躍されました三木義一先生による「相続法の改正と相続制～その基本的な考え方～」というタイトルでご講演いただきました。三木先生には茨木キャンパスにおいていただき、そこから全国への Zoom 発信というスタイルで開催いたしました。経営学部校友会会長、副会長、事務局のみが研究室でお話をうかがうという形になりましたが、Zoom も合わせおよそ40名以上の方にご参加いただきました。興味深いお話で質疑も活発に行われました。以下、お話の内容を簡潔にお伝え致します。



【 講師 三木 義一 先生 】

**夫が残した「私の預金」** 相続法が昨年9月に改正され、この4月に施行されましたが、まず次のそもそも論から話をされました。生前「お前のために残してあるからな」というのが口癖だっ

た夫が亡くなりました。夫の生前、事業を少し手伝っていただけだったので、夫がいろいろな預金をしていることはわかっていましたが、これほどとは思っていませんでした。

夫名義の預金が5億円、私名義の預金が5億円、子供名義の預金が2億円ありました。さて、相続財産として申告すべき金額はいくらでしょう。

三木先生の前にいた関係者に向かっていくらだと思いませんかとおたずねになりました。5億円と答えた人と12億円と答えた人と半分半分に別れました。さて正解は？

申告しなければならぬのは12億円というのが正解です。5億円という申告は脱税事案になります。名義預金は一番怖い事例だそうです。

**婚外子相続・配偶者居住権** 今回の改正では婚外子相続が平等に認められました。2013（平成25）年9月4日、結婚していない男女間に生まれた婚外子（非嫡出子）の相続分を法律婚の子（嫡出子）の半分とするそれまでの民法の規定を巡る裁判で、最高裁大法廷（裁判長・竹崎博允長官）は、この規定は法の下での平等を定めた憲法に違反し無効だとする決定をしました。すでに嫡出子と非嫡出子で差を設けることは日本だけになっていました。そこで違憲となったわけです。

ただ、2分の1規定を削除するについて、自民党保守派が反対しました。上記規定のため、いま配偶者が同居していたとすると、婚外子の相続分が増えるので資金が必要になり、家を売っておカネを渡さなければならないかも知れないからです。これにより配偶者はどこに住めばよいのかという問題が出てきます。そこで法務省は保守派をなだめようとして新たな規定を設けました。配偶者居住権です。所有権は子供が持

つが居住権を配偶者が行使するという形になりました。配偶者は無償でその家に終身住めるようになりました。

配偶者居住権の評価も高いものになります。問題になるのは、その配偶者が「あんなぼろ家には住みたくないわ」と言ったとしても、配偶者居住権はあるわけですから、それを放棄すると、所有権者である子供に贈与したとして課税されるという問題が出て来ます。こういう配偶者居住権にまつわる問題などについてYouTubeで山名弁護士との質疑対談の形で「配偶者居住権ここが危ない」

([https://www.youtube.com/watch?v=IX\\_HLczFSNQ](https://www.youtube.com/watch?v=IX_HLczFSNQ)) をアップしておきました。こちらをご覧くださいければ幸いです。

ついでにお話ししておきますと、持続化給付金の不正受給についてもこれへの警告をYouTube(<https://www.youtube.com/watch?v=afH9E8Rxi0>)でアップしておきました。これを見たNHKが対談相手の富村税理士のところへ取材に来ました。こちらもご覧くださいますと幸いです。いまやそういう情報を流す必要があるのではないかと考えています。こんなのを退職後教員が作成アップすることは、ぼけ防止にもなりますからね。



**遺言書の効力が劇的に変わる** 遺言書で次男に遺贈し、長男には遺留分（相続人が最低限の遺産を確保するために設けられた制度のことで、兄弟姉妹以外の相続人には相続財産の一定割合を取得できる権利[遺留分権]）のみ相続させることにしたとします。その際、長男に借金があった場合、銀行が不動産を先に抑えてしまうかもしれない。これまでは遺言書があれば、問題なかったのですが、今度の相続法改正で法定相続以上の相続をする場合には、登記をしておかないと、先に法定相続分の登記をした者に勝てな

くなりました。遺言があるからと安心できなくなりました。これまでは遺言書の方が効力が強かったので、遅れても大丈夫だったのですが、早い者勝ちになりました。遺言書に基づいて急ぎ登記する必要が出てきました。

「遺言書の弱体化」というYouTubeもアップ(<https://www.youtube.com/watch?v=3PxLkAi8RkI>)しておきました。



**遺留分の大改革** これは大きな改革なんです。遺留分は強い権利です。

たとえば①親が長男に15年前に会社の株を1千万円で贈与していた、

②今年父親が亡くなり、相続人は長男と長女だとする、

③相続財産は現金2千万円。ただし、会社の株式は時価3億円とする。

こう言う場合、長女が相続できるのはいくらでしょうか。

法律の規定からは、贈与は相続開始前1年間にしたもの限り、持ち戻して相続財産に含めることになっていました。ところが最高裁は相続人間では無期限（平成10年最高裁判決）としました。上記ケースでは3億2千万円が相続財産となります。だから長女はその半分をもらえるということになります。父親は事業を引き継ぐ長男には株式を全部渡してあるので安心して、長女には2千万円の現金だけを相続させようと考えていたのですが、最高裁判例では持ち戻しで長女も1億6千万円分もらえることになりました。株式も共有状態になるので、長男は会社の運営なども難しくなるかもしれません。最高裁の判例が問題でした。その難問が今回改正でなくなりました。無期限を10年に限定しましたし、株式は長男に帰属し、金さえ払えばよいとしました。

## その他の相続法改正

### 1. 看護した人に朗報 看護した人に特別の寄与



がみとめられました。被相続人に療養看護したことが認められるようになりました。相続人からその看護などをした人に権利を与えるようになりました。ただ、いくら渡すのか、評価が難しいかもしれません。

2. 預貯金の引き出し これまでは判例だと、預貯金は法定相続人が当然に引き出せるが、銀行

がなかなか出してくれないという状態でしたが、今度の改正で、預貯金は遺産分割で分けることになりました。そうすると、遺産分割が終わるまで引き出せないことになってしまうので、少額なら引き出せるようになりました。

3. 自筆証書遺言の方式緩和 自筆証書と公正証書の遺言書の効力はどちらも同じです。公正証書遺言のあと自筆証書を書いたとすると、直近のものの方が有効でした。財産目録については自筆でなくとも良いことになりました。遺言というと、一澤帆布の事件を思い出します。

一澤帆布の事例など大変面白いお話でしたが、紙幅の都合でカットしなければならなかったことがたくさんあります。ご寛恕下さい。（松村）

#### 【立命館大学経営学部校友会】

〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町 2-150

TEL:072-665-2090 FAX:072-665-2099

E-mail: info@ritsba-kouyukai.jp

## 著書・活動紹介

### ■日本の税金第三版（岩波新書）

【内容情報】（「BOOK」データベースより）

日本の税制はわかりにくい。政治家と官僚まかせで作られた複雑な制度を、市民の目線で見直し解きほぐす。所得税、法人税、相続税、消費税、地方税、間接税、国際課税。その基本的な考え方、導入の背景、問題点などをコンパクトに解説する。定評ある入門書の最新アップデート版。税金の仕組みをすぐ知るのに最適な一冊。

【目次】（「BOOK」データベースより）

序章 私たちは誰のために税を負担するのだろうか？／第1章 所得税－給与所得が中心だが／第2章 法人税－税率引下げ競争の行く末／第3章 消費税－市民の錯覚が支えてきた？／第4章 相続税－取得税方式に徹底すべきでは？／第5章 間接税等－本当に合理的で必要なのか？／第6章 地方税－財政自主権は確立できたのか？／第7章 国際課税－国境から税が逃げていく／終章 税金問題こそ政治



### ■税のタブー（集英社インターナショナル）

【内容情報】（「BOOK」データベースより）

宗教法人はなぜ非課税なのか？暴力団の上納金には課税できるか？政治団体の巧妙な税逃れの方法とは？日本の税制の抱える問題に、わが国の税法第一人者が迫る。政治家と官僚まかせにした結果、税制は複雑、不公平なものとなった。特別措置法は乱用され、企業への優遇措置は隠されたままである。酒の販売免許制度は選挙の票集めに利用される。不公平税制の真因を、税の成り立ちから考える。

【目次】（「BOOK」データベースより）

第1章 宗教法人／第2章 政治団体と税／第3章 暴力団に課税できるか？／第4章 必要経費を考える／第5章 交際費課税はそろそろやめよう／第6章 印紙税はいらない！／第7章 固定資産税はミスだらけ／第8章 酒の販売と免許／第9章 特別措置は必要か？／第10章 源泉徴収・年末調整／最終章 国境



### ■YouTube チャンネル

チャンネル名：庶民大学 TVJapan

★おすすめ動画

タイトル名：遺言書の弱体化

<https://www.youtube.com/watch?v=3PxLkAi8RkI>

